

雪対策を推進する条例の審議経過について

1 これまでの経過

期日	内容
令和3年4月26日	○令和3年度第1回雪対策審議会 ・「条例化は懸案事項として検討していく」との方向性が示される
令和4年1月21日	○令和3年度第4回雪対策審議会 ・条例の制定に向けて継続して検討していくとの方向性が示される
令和4年3月30日	・雪対策審議会に、条例制定の是非及び条例に盛り込むべき事項について諮問
令和4年3月22日 ～3月31日まで	○令和3年度第5回雪対策審議会（書面開催） ・道路への雪出しに対する現行法令の罰則や処分規定について説明 ・遵守事項として必要な項目と処分等の必要性の意見聴取
令和4年5月31日	○令和4年度第1回雪対策審議会 ・条例制定の必要性、処分等の考え方について審議 ・条例に盛り込むべき事項の検討
令和4年8月8日	○令和4年度第2回雪対策審議会 ・条例骨子案の構成のアウトラインについて検討 ・市、市民、事業者各々の役割、遵守事項について審議
令和4年10月17日	○令和4年度第3回雪対策審議会 ・条例骨子案について審議
令和4年11月28日	○令和4年度第4回雪対策審議会 ・答申案の取りまとめ
令和4年12月7日	・雪対策審議会より答申

2 雪対策審議会での審議により整理された事項

項目	内容
条例の必要性	・雪処理のルール遵守やマナー向上、市や市民、事業者が協働して雪対策に取り組むことなど、市民意識を高めるため条例を制定すべき。
処分等の考え方	・道路法や道路交通法など法令に処分や罰則の規定あり。 ・条例で定める事項は、法令の規定を超えないことが原則 ・法令の規定と、目的や対象が同じ場合に条例で重複した罰則規定は設けられないため、条例では法令による処分や罰則の前段として行政指導（指導、勧告）を規定することが適当
条例に盛り込むべき事項	○市・市民・事業者の役割 ○市民、事業者の遵守事項 ・義務規定…道路や河川等への雪出し行為 ・努力義務規定…冬期における路上駐車 敷地内の雪処理等に伴う、近隣住民への迷惑、 道路交通や歩行者の通行の支障等 ○指導及び勧告 ・雪出し行為への指導、指導に応じない場合の勧告

3 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

意見募集期間	令和5年1月23日（月）から2月24日（金）まで
意見提出者・件数	11人・27件
意見と旭川市の考え	資料4のとおり
結果の公表	市HP、雪対策課、市政情報コーナー、各支所・公民館ほかで公開

4 今後のスケジュール

